

国立大学法人東京農工大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、その者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告に準拠して、下記の改正を行った。
・俸給月額を約0.2%引き下げた。

理事

同上

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,157	千円 11,884	千円 4,655	千円 1,426 (地域手当) 191 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 15,487	千円 10,072	千円 3,945	千円 1,208 (地域手当) 261 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 15,756	千円 10,072	千円 3,945	千円 1,208 (地域手当) 191 (通勤手当) 339 (産官学連携奨励費)			
C理事	千円 14,337	千円 9,376	千円 3,672	千円 1,125 (地域手当) 164 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 13,390	千円 8,704	千円 3,409	千円 1,044 (地域手当) 233 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0			
B監事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0	4月1日		※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	2,178	2	0	平成22年3月31日	1.0	平成22年5月開催役員会において、監査実施状況等を踏まえ評価した結果、業績勘案率は標準が適用と判断され、同月開催の経営協議会において業績勘案率1.0と決定された。	*

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全学的・中長期的な見地に立って毎年度作成する「全学採用計画」に基づき教職員の人件費管理を行っている。当面は、総人件費改革の実行計画を踏まえ、定年退職者の後任補充を抑制することにより人件費の削減を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法等を参考とし、国家公務員の給与水準に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、本学の人事評価制度による評価の結果等を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (査定分)	毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、昇給する号俸数(0から8号俸)を決定する
俸給月額 (昇格・降格)	昇格: 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。 降格: 勤務成績が不良な場合等は、下記の級に決定することができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて成績率を決定する。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠して、下記の改正を行った。

- ・中高年齢層が受ける俸給月額を平均0.1%引き下げた。
- ・55歳を超える職員(教育職俸給表5級以上及び一般職俸給表7級以上)の俸給月額及び管理職手当の支給額を1.5%引き下げた。
- ・期末・勤勉手当の支給月数を0.2月分引き下げた。
- ・減額改訂対象職員である者に係る経過措置基準額を現行の経過措置基準額に99.59/100を乗じて得た額とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況(年俸制適用者以外の職員)

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 534	歳 47	千円 8,161	千円 6,057	千円 99	千円 2,104
事務・技術	人 175	歳 41.8	千円 5,836	千円 4,406	千円 104	千円 1,430
教育職種 (大学教員)	人 356	歳 49.6	千円 9,328	千円 6,886	千円 96	千円 2,442
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	38	38.4	4,998	3,825	79	1,173
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	49.5	3,052	2,424	64	628
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	30	36.2	5,483	4,185	76	1,298
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	44.3	3,309	2,531	114	778

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため省略。

注3:「技能・労務職種」とは、林業作業等の技能的業務に従事する職員を示す。

注4:常勤職員の「技能・労務職種」及び「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

職種別支給状況(年俸制適用者)

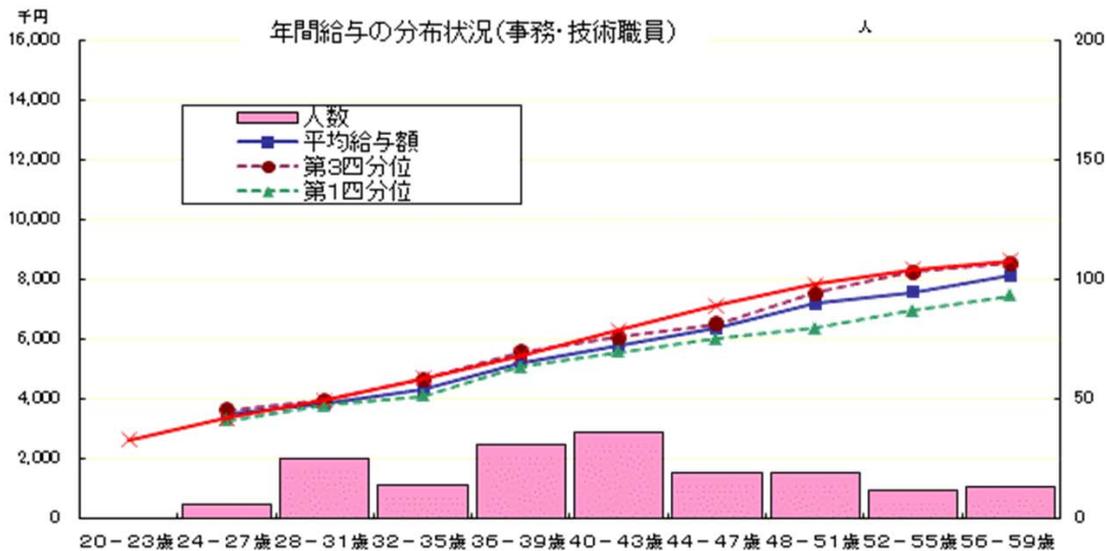
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				千円	千円	
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	38.1	6,905	6,905	103	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人語学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他教育職種 (年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	37.2	6,794	6,794	110	0

注1:教育職種(外国人語学教員)とは、外国語を母語とし、外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識及び技能を有する教員を示す。

注2:その他教育職種(年俸制)とは、競争的資金等により雇用される年俸制の特任教員等を示す。

注3:教育職種(外国人語学教員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

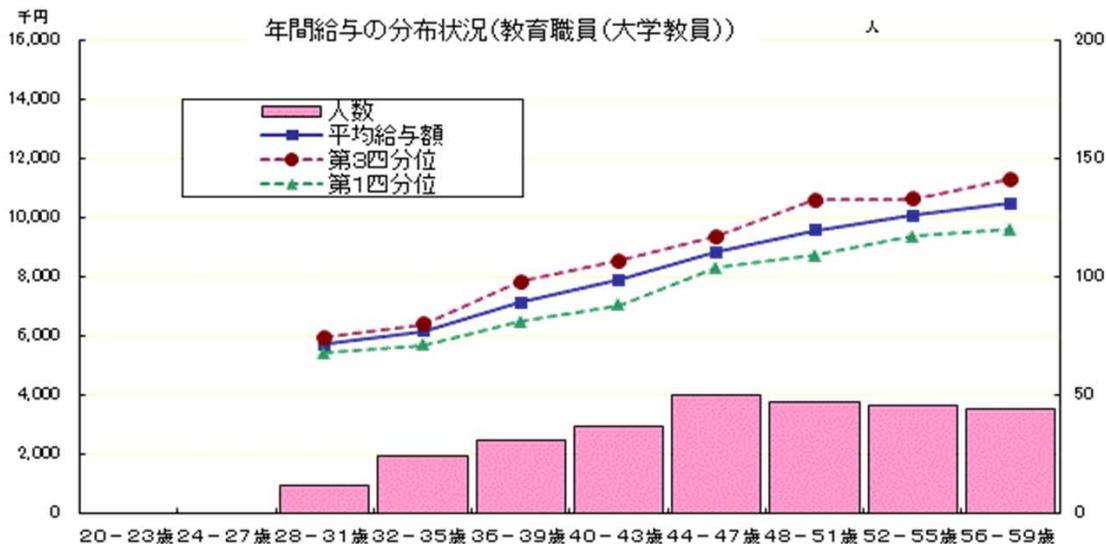
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位				平均	
部長	2	55.0		10,175	
課長	19	53.6	8,129	8,301	8,559
課長補佐	15	51.5	6,766	7,037	7,172
係長	81	43.1	5,547	5,902	6,198
主任	12	40.6	4,608	5,101	5,411
係員	46	31.3	3,650	3,919	4,102



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	154	57.0	10,386	11,070	11,610
准教授	118	46.9	8,309	8,716	9,213
講師	18	39.6	6,826	7,380	7,859
助教	59	40.0	5,840	6,470	6,885
助手	2	45.5		6,276	
教務職員	5	38.3	4,613	5,229	5,476

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員(割合)	175人	2人 (1.1%)	4人 (2.3%)	14人 (8.0%)	17人 (9.7%)	87人 (49.7%)	36人 (20.6%)	15人 (8.6%)
年齢(最高~最低)		59歳 } 50歳	59歳 } 59歳	59歳 } 41歳	59歳 } 43歳	58歳 } 36歳	41歳 } 28歳	38歳 } 26歳
所定内給与年額(最高~最低)		7,832千円 } 7,193千円	6,906千円 } 6,374千円	6,794千円 } 5,524千円	5,853千円 } 4,532千円	5,650千円 } 3,500千円	3,612千円 } 2,669千円	2,973千円 } 2,422千円
年間給与額(最高~最低)		10,575千円 } 9,776千円	9,255千円 } 8,433千円	8,932千円 } 7,561千円	7,917千円 } 6,205千円	7,452千円 } 4,725千円	4,701千円 } 3,515千円	3,906千円 } 3,215千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教・助手	教務職員
人員(割合)	356人	154人 (43.3%)	117人 (32.9%)	19人 (5.3%)	61人 (17.1%)	5人 (1.4%)
年齢(最高~最低)		64歳 } 43歳	64歳 } 33歳	49歳 } 30歳	63歳 } 29歳	46歳 } 29歳
所定内給与年額(最高~最低)		10,180千円 } 5,920千円	7,482千円 } 4,989千円	6,070千円 } 4,775千円	6,144千円 } 4,018千円	4,748千円 } 3,475千円
年間給与額(最高~最低)		13,741千円 } 8,160千円	9,914千円 } 6,624千円	8,270千円 } 6,487千円	8,148千円 } 5,323千円	6,266千円 } 4,587千円

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 66	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 34	% 35.9
	最高～最低	% 48.2～33.1	% 45.8～29.7	% 45.5～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.4	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 32.6	% 34.3
	最高～最低	% 42.4～30.9	% 39.2～27.6	% 38.8～29.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 65.7	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.3	% 35.6
	最高～最低	% 45.3～33.7	% 41.6～30.3	% 43.5～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.7	% 66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.3	% 35.6
	最高～最低	% 44.9～33.0	% 41.2～29.7	% 43.1～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

93.0

対他の国立大学法人等

106.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

104.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.0	
	参考	地域勘案 96.3
		学歴勘案 91.8
	地域・学歴勘案 95.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60% (国からの財政支出額 8,865,000千円、支出予算の総額 14,746,000千円：平成22年度予算) 【検証結果】 本学の対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指数 101.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である

III 総人件費について

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,009,859	5,136,275	△ 126,416	(△2.5%)	-	-
退職手当支給額 (B)	475,943	431,968	43,975	(10.2%)	-	-
非常勤役職員等給与 (C)	1,584,674	1,535,179	49,495	(3.2%)	-	-
福利厚生費 (D)	758,426	730,993	27,433	(3.8%)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,828,902	7,834,414	△ 5,512	(△0.1%)	-	-

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与・俸給等支給総額及び最広義人件費の対前年度比に関し参考となる事項

給与・俸給等支給総額は前年度に比べ2.5減となっているが、これは平成19年度以降、定年退職者の後任補充を抑制していることによるものと考えられる。

最広義人件費は前年度と比べ0.1減となっているが、これは定年退職者の減に伴い退職手当支給額の減少によるものと考えられる。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

本学では、上記閣議決定において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標において人件費削減の取り組みを行うこととし、中期計画においては平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図ることとしている。また、平成18年度には国家公務員に準拠して職員給与規定を改正し、年功的な給与上昇の抑制を図る一方、平成22年度までの人件費試算の結果に基づき策定した「平成19年度の全学採用計画」により、平成19年度以降は定年退職者の後任補充を抑制していくこととした。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,007,215	5,662,831	5,588,660	5,469,571	5,136,275	5,009,859
人件費削減率 (%)		△ 5.7	△ 7.0	△ 8.9	△ 14.5	△ 16.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.7	△ 7.7	△ 9.6	△ 12.8	△ 13.4

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額については、「人件費予算相当額」を記入し、その旨を欄外に注記。算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし